

# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻99号 99/10 <1部100円> 発行人 玉本 格  
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131  
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

市芦処分取消し請求公判 神戸地裁判決  
1999年9月30日

## 原告全員の 転任処分取り消し 勝利判決をかちとる!



### も／く／じ

「転任処分取消」の全面勝利判決！長年のご支援をありがとうございました…… 救援会事務局……	2
神戸地裁判決「市芦強制配転は不当労働行為」…… 兵高教市芦分会・市芦救援会……	2
市芦処分取消請求公判 判決（抜粋）……	5
新聞報道……	10

「転任処分取消」の全面勝利判決！

長年のご支援を

ありがとうございますございました

救援会事務局

去る九月三十日、満員の傍聴者が見守る中、神戸地裁松村雅司裁判長が「原告全員に対する転任処分取消」の判決を下した。

「公務の必要性がなく、人選の合理性も乏しい」と判断し、その上で「組合活動阻害を目的とした処分」であり、「社会通念上著しく妥当性を欠く」と、不当労働行為性をも認めている。行政の処分についてそこまで踏み込んだの判決は極めて稀で、芦屋市教委の処分がいかに違法な組合弾圧でしかなかつたかを指摘したのと言えらる。

処分から十三年、地裁提訴から四年半、長期闘争に関わって頂いた弁護士団の先生方に改めて御礼を申し上げます。

また、市芦高校の生徒、卒業生、保護者、市民、各労組の方々、さらに、兵高教をはじめとする教組、日教組傘下の各県教組の方々の温かいご支援に対しここに厚くお礼を申し上げます。

なお、被告芦屋市教委は別件（長瀬事案）を含め早々に控訴しました。今後とも皆様方のご支援をよろしくお願いします。

神戸地裁判決

「市芦強制配転は不当労働行為」

兵高教市芦分会  
市芦救援会

強制配転処分に取り消し命令

一九八六（昭和六一）年から一九八八年にかけて行われた市立芦屋高校教諭九名に対する強制配転は、組合を嫌忌した芦屋市教委の組合活動を阻害するための不当労働行為であるから、「転任処分を取り消す」との判決が、九月三十日、神戸地方裁判所に出され、芦屋市教委の違法な処分が断罪された。

最初の処分から一三年、長期にわたって教諭を学校から排除した責任は、松本壽男元教育長、北村春江現市長（元教育委員長）、小林剛明元管理部長とその追従者が負わねばならない。また、これらの違法処分を放置、追認してきた現教育委員会にも大きな責任がある。現教育委員会は、この判決を受け入れ、一刻も早い不利益の回復をはかることで、その責任を負わねばならない。

さらに、本件のような職権濫用による不利益処分に対して、公平委員会（高沢委員

長）はその違法性のみならず不当性も考慮して、裁判所にもまして早期に幅広く職員の救済を行わなければならないにもかかわらず、その機能を全く果たさなかった。これは公平委員会の存在意義が問われる重大な問題である。

違法な処分を取り消しを免れない

（判決要旨）

判決は「被告市教委は、教育効果の向上という教育行政上の目的を達成するため、職員をその管理下にある教育機関に適切に配置すべく、職員の転任について広範な裁量権を有する」としながらも、「しかしながら、右の裁量権は無制限なものではなく、当該転任処分が合理的な必要性がなく、他の不当な目的から出たものであることが明らかであるなど、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、その裁量権を逸脱ないし濫用したと認められる場合には違法、無効となる」とりわけ、教員については、教育基本法六条においてその身分の尊

重が定められていることに照らし、他の職種への転任の必要性・合理性についてはこれを慎重に判断する必要がある」と、強制配転の違法性の判断基準を明確に示している。この基準はこれまでの判例を踏襲したものである。

そして、各原告八名の強制配転に関して、被告芦屋市教委が主張してきた、過員解消、配転先の公務の必要性、本人特定の理由、人事交流の必要性、配転先での職務内容の合理性等緻密に検討され判決に至っている。個々の処分を検討して、以下の認定をしている。

- ・配転には公務の必要性は認められない
  - ・市芦高における異動の必要性が乏しい
  - ・人員選択に合理性が乏しい
  - ・教職経験が生かされる配転先ではない
- 配転の必要性・合理性の立証責任は被告市教委にあつたにもかかわらずそれが果たせず、あるいは彼らが示した配転理由は原告の供述と証拠によりことごとく粉砕された。裁判所は、公務の必要性・人選の合理性等の欠如を認定した上で、以下のように明確な判断を下している。

異例な異動にもかかわらず  
手続きが性急である

「本件のように、教員を学校教育以外の職場に転任する処分がかつ被処分者の意志

に反することが容易に予想される場合、転任に際しては事前に本人の意向を打診し、転任先について説明を行うのが望ましい。」「被告は、原告らの意向を聴取することなく、また、異動の内示についても、行わないか、又は転任処分の直前に行っているが、このことから直ちに本件処分が違法であるとはいえないにしても、教員を被処分者の意志に反して学校教育以外の職場に転任する手続きとして性急であつたことは否めない」（判例を踏襲）

「鈴木については、学期途中という異例の時期の、教員の意志に反する学校教育以外の職場への転任処分であるにもかかわらず、異動の必要性・合理性にも乏しい。」「昭和六十二年転任処分（六人）及び深沢についても、教員の意に反する学校教育以外の職場への転任処分で、しかも芦屋市において前例のない学校教育経験者の指導員への転任処分であつて、異動期間も特に定められていないにもかかわらず、適時に事前の通知が行われたとはいえず、必要性・合理性についてもこれを充足していたとはいえない。」

教諭を一二年間も学校教育の  
現場から隔離することは、異常で、  
人事交流とは認められない

判決は、「松本教育長及び前田校長の言動について」の項で、彼らが組合を嫌悪し、敵視していた事実を認定している。

松本・前田の言動から  
「組合敵視」は明らか！

「建設を忘れ、破壊が現状維持に没頭する」とかの輩とは違う」と、暗に分会を批判した文章に続けて「この間九名の非組合員が誕生した」と記載した事実が認めら

れる。右の文章からは、同人(前田校長)が本件転任処分当時、分会を敵視し、非組合員の誕生を歓迎していたことが窺われる。」

「週刊教育PROには、退任後の松本教育長の発言として、『私が教育長に就任した時は組合加入率は九六%くらいでしたが、私の在任中に七五%まで減りました。心ある先生は皆、私についてきましたから』等、教職員の組合を敵視し、市芦高から分会組合員を排除する目的で転任処分を行ったことを示す文章が記載されている。」

「被告は、右発言の有無が明らかでなく、誇張されたものである旨主張するが、雑誌が教育に関する専門的な雑誌であることを考慮すれば、編集者が、松本教育長が何ら発言していない内容について不正確な理解の下に記事を執筆したとは考えがたい」「松本教育長が在任中も分会を敵視していたことが推認される。」

**組合を嫌悪し、組合活動阻害を目的とした配転で、社会通念上著しく妥当性を欠くので取り消しを免れない**

判決は前述の全てを総合的に判断して、「これらの事情からすると、本件転任処分は、被告(市教委)が、原告らを分会における組合活動を理由に市芦高から排除し、当時対立状況にあった分会の勢力を弱める

目的で行ったものと推認せざるを得ず、このうち昭和六二年度については、同校の過員解消の必要性という動機も存したことは認められるものの、転任処分の対象として原告らを選んだ主要な動機は、同人らの組合活動を嫌悪したことによるものであったと認めるのが相当である。」と不当労働行為性を認定している。その上で、

「右のような不当な目的による本件転任処分は、教育行政目的に資するものではなく、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分といふべきであり、取り消しを免れない。」と、画期的な処分取り消し判決を下した。

**市教委は控訴せず、判決に従い責任を取れ!**

神戸地裁判決により、「不当労働行為による転任処分であり、取り消しは免れない」との判断が下された。芦屋市教委は、直ちに判決に従い責任を取らなければならぬ。一二年という長期にわたる配転は異常であり、人事交流の目的に沿ったものではないことは誰の目にも明らかであるが、この判決によって「処分取り消し命令」という形で司法においても確認された。被告芦屋市教委は原告らにこれ以上の不利益を与えるべきではなく、控訴を断念し判決に

従う責任がある。

責任という点では、芦屋市公平委員会(高沢委員長)も同罪である。不利益処分を受けた職員を公平な立場に立つて救済することを本来の任務としているにもかかわらず、同委員会は、当局の下請け機関となりがたうて、芦屋市教委の行った処分を補強・追認した。判決は、その内容において、こうした「不公平委員会」をも断罪している。

また、処分当時、教育委員あるいは教育委員長の職責にあり、「松本教育改革」の推進者でもあった現北村市長は、本件処分を含む「松本教育改革」をネタにして市長当選を果たしている。北村市長もまた責任を免れない。

さらに、誰にもまして責任を取り得る立場にあり、取らなければならないのは、この処分を追認してきた現教育委員会であろう。任命権者である教育委員会は、神戸地裁の判決を受け入れ、原告らの権利・身分の回復を一刻も早く実現しなければならぬ。

教育委員会は地裁判決を受け入れ、早期に権利回復をせよ!

一九九九年一〇月一日

兵高教阪神支部市芦高校分会  
市 芦 救 援 会

**市芦処分取消請求公判**

(一九九九年九月三〇日  
神戸地裁裁判長 松村 雅 司)

**判決(抜粋)**

**主文**

- 一 被告が、別紙1記載の原告らに対してした各処分を、いずれも取り消す。
- 二 原告石橋幹夫及び同吉岡治子とのその余の訴えを、いずれも却下する。
- 三 原告深沢忠のその余の請求及び原告河村央也の請求を、いずれも棄却する。
- 四 (訴訟費用の負担について)

p四

- 第一 請求
- 第二 事案の概要
- 第三 争点に関する当事者の主張 p一七
- 一 本件各処分の背景事情について
- 二 甲請求争点1(本件転任処分の不利益処分性)について
- 三 甲請求争点2(市芦高復帰後の本件訴えの利益)について
- 四 甲請求争点3(本件転任処分について)の同意の要否)について
- 五 本件転任処分の必要性・合理性(共通部分)について
- 六 「本件転任処分(鈴木)」の必要性・

**合理性について**

七 「昭和六二年度転任処分」の経緯について

八 一四 「本件転任処分(森村、滝山、小川、麻田、石橋、吉岡、深沢)」の必要性・合理性について

一五 乙請求について (「無断職場離脱」とする処分)

**第四 争点に対する判断 p九八**

一 別紙2記載の各処分について

原告石橋及び同吉岡に対する処分で、市長部局への併任については、芦屋市長が行なったものであり、被告(芦屋市教委)にその取消を求める請求は不適法。

**二 甲請求争点1(本件転任処分の不利益性)について p九九**

1 被告は、転任処分は任命権者の裁量によつて自由に行い得るもの、原告らに不利益もないので転任処分取消を求める法律上の利益がないと主張する。

一 しかし、本件では以下の事実が認められる。

- 1 鈴木以外は指導員に変更し、係長になれない職であり、教諭から指導員への転任は原告らのみである。
- 2 原告らに、教職調整額、義務教育等教員特別手当が処分後に支給されてない。
- 二 高等学校の教諭が、免許資格を要し、学校教育に関する専門的な知識、経験を必

要とする教育職員であるのに対して、本件転任処分は、これと業務内容を異にする事務職員への転任であること、原告鈴木を除く原告らは指導員として転任処分を受けているところ、芦屋市において、教諭として学校教育に従事してきた教員が指導員へ転任した例はなく、指導員は、指導主事と異なり係長以上の職に就くことができない職であることを総合すると、本件転任処分は、原告らの身分ないし俸給に具体的な不利益を生ぜしめるものであり、不服申立の対象となる不利益な処分であるといふべきである。

**三 甲請求争点2(市芦高への復帰後の本件訴えの利益)について p一〇三**

原告麻田、鈴木、吉岡は復帰したが、本件転任処分が取り消されない限り、原告らが本件転任処分後市芦高への復帰までの間に有するはずであった教職調整額等の給料請求権その他の権利、利益につき裁判所に救済を求めることができなくなるのであるから、本件転任処分の効力を排除する判決を求めることは右の権利、利益を回復するために必要な手段と認められるのであって、市芦高への復帰によつてもなお原告らの本件処分の取消しを求める訴えの利益は失われぬものと解するのが相当である。

**四 争点3(本件転任処分にあつての甲請求原告らの同意の要否)について**

1 教員の事務職員への転任について  
p一〇四  
指導員は地教法三一条第二項の事務職員に該当する。

本件処分は地公法の転任であり、当該職員は同意を必要とする規定は存しないので、転任について当該職員の同意を要すると解することはできない。

2 指導員への転任処分が実質的に降任処分であるとの主張について  
指導員が指導主事と異なり係長以上の職に就くことができず、教員における免許資格のような特別な資格を要しないことを勘案してもなお、教諭と指導員との間に職制上の上下関係があるものと断することはできず、本件転任処分が実質的に降任処分に該当すると速断することはできない。

3 人事異動の際の労使慣行について  
教員の転任処分について当該職員の同意は必要でないで、被告が書面による異動希望調査を行っていないからといって違法であるとはいえない。

5 本件転任処分(鈴木)について  
p一〇九  
1 地公法上、転任については具体的な要件は規定されていないから、任命権者である被告市教委は、教育効果の向上という教育行政上の目的を達するために、職員をその管理下にある教育機関に適切に配置すべ

く、職員の転任について広範な裁量権を有するといふべきである。

しかしながら、右の裁量権は無制限なものではなく、当該転任処分が合理的な必要性がなく、他の不当な目的から出たものであることが明らかであるなど、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、その裁量権を逸脱ないし濫用したと認められる場合には違法、無効となると解するのが相当である。とりわけ教員については、教育基本法六条においてその身分の尊重が定められていることに照らし、他の職種への転任の必要性・合理性についてはこれを慎重に判断する必要があると解すべきである。

2 鈴木への転任処分の必要性・合理性について  
p一二〇  
過員解消、転任先の業務内容を検討して、年度途中に転任してまで専任の事務職員として配置するほどの差し迫った必要性があったとは認めがたい。

被告は教職経験が豊富で、阪神間高等学校等の事情を通じており、宿泊施設確保のための折衝に必要な企画・折衝能力を有しているという観点から原告鈴木を選択したと主張する。しかしながら被告が選択理由として挙げる右事由は、いずれも一般的、抽象的な知識、能力をいうのみで、具体的内容を明らかにするものではなく、説得力に乏しいのみならず、六三総体という体育

事業の事務において、なにゆえ行政経験のある一般職員又は体育科の教職員でなく、社会科の教諭である原告鈴木が適任であるのかという点について、これを合理的に説明することができない。

以上によれば、社会科教員である鈴木を、年度途中という異例の時期に芦屋市準備委員会に転任する本件転任処分は、その必要性・合理性を欠くもので、相当でないといわざるを得ない。

6 昭和六二年度転任処分について  
p一二一  
市芦高においては、定数条例の改正に伴い定数外の過員を生じ、これを解消する必要性があったことが認められる。しかし、前記のとおり、転任の必要性・合理性の有無については慎重に判断する必要があることから、以下、各原告ごとに検討する。

七 森村の転任処分の必要性・合理性について  
p一二三  
被告の原告選任理由で、図書館における読書相談及び読書指導について、図書館の事務分掌に項目がなく、原告の従事した業務は、同人の教職員としての経験を活かすものとはいいい難く、同人を図書館に転任させる必要性があるとはいえない。

また、臨時的任用職員でなく原告を処分対象にした合理的理由を見いだすことができない。したがって、本件処分はその必要性に乏しいといえる。

八 滝山の転任処分の必要性・合理性について  
p一二七  
本件処分当時、文化財係において、発掘調査業務の増大により人員の増員の必要性があったことが認められる。博物館学芸員資格を有する原告を選択したことはそれなりに理由があるかの如くである。

しかしながら、増員の対象としては、発掘調査の専門的技術を有する職員が望ましく、学芸員資格を有する者が直ちに発掘調査担当職員となれるわけではない上、原告滝山が従事していた業務は教育職員としての経験が活かされるものとはいえない。

他方、市芦高において昭和六二年度に社会科の教員を減員する合理的理由を見出すことはできないし、同校教員らは本件処分(滝山)に先だって前田校長に対し右の点を指摘していたのである。本件処分についても合理性があるとはいえない。

九 小川の転任処分の必要性・合理性について  
p一三三  
みどり学級に正規職員を配置する必要性は認めることができる。しかし、乳幼児担当の機能回復訓練の充実のためのものであり、要求する正規職員は理学療法士等の専門職員であったと認められ、原告小川は社会科教員であり、このような障害児の機能回復訓練の知識・経験はなく、他方、前記

の通り、市芦高では、社会科の教員が減少したことにより、新たに時間講師三名の採用を余儀なくされていることからすると、原告をみどり学級へ転任させる合理性に乏しいものといわざるを得ない。

一〇 麻田の転任処分の必要性・合理性について  
p一三六  
(被告は原告麻田への一年間の県教委への出張命令の目的について、「六三高校総体の関係事務を中心とした県体育保健行政事務の実務を学び、今後の芦屋市の行政運営の参考にする」と主張しているが)原告麻田は、兵庫高体連の事務を主に行っており、実行委員会事務局(高校総体)での業務は行っていないと認められる。

また、被告は本件出張命令期間中の研修内容について、途中報告又は終了後の復命を求めておらず、証拠、及び弁論の全趣旨によれば、原告麻田が出張中どのような業務を行っていたかについて被告がこれを把握していたとも認められないことからすると、研修を目的とする本件出張命令について、被告がその必要性をさほど重視していたとは認めがたい。

また、本件出張命令後の体育館青少年センターでの業務については、麻田が体育行事の企画、運営に他の職員とともに従事していることは認められるものの、同センターに麻田を配置する必要性・合理性の存

在については本件証拠上必ずしも明らかでない。

これに、右認定の本件出張命令期間中の麻田の不利益(県の勤務時間が芦屋市より週二時間多いが、原告麻田はその時間外手当を受領していない)をも考慮すれば、本件転任処分は、その必要性・合理性に乏しいものといふことができる。

一一 石橋及び吉岡の転任処分の必要性・合理性について  
p一四三  
被告は、原告石橋及び吉岡の転任の目的として、理数系科目の充実のほか、専任指導員制への移行をもふまえた学促学級の充実を図ったと主張する。しかし、石橋は理科教員で、吉岡は美術科教員であるが、学促学級ではこれらの科目の授業は実施されておらず、その予定があったとも認められない。また、業務内容は、石橋及び吉岡の教職経験を活かす業務であるとはいいい難く、専任指導員制への移行後も学促学級の専任指導員に選任されていないこと、平成二年度からは事務分担が啓発事業のみに限定されていること、同人らの転出後、上宮川文化センターでは職員の補充が行われていないこと等の事情に鑑みれば、石橋に学促学級で指導経験があること及び吉岡が小・中学校教諭の免許を有していることを考慮しても、同人らを上宮川文化センターに転任させる必要性・合理性は乏しいとい

ふといえる。

1-2 深沢の転任処分の必要性・合理性について p一五〇

市芦高において、昭和六三年度に理科教員を二名減員する必要性は乏しかった(教員定数に臨時的任用職員の助教諭は含まれないので、定数条例改正後の昭和六三年度四月当時、助教諭一九名、助教諭三名の配置では市芦高では過員は生じておらず、理科教員が二名転出した後に一名が転入していることから、理科の教員の減員の必要性は、仮にあったとしても一名に限られていたと認められる)ものの、教育研究所職員を増員する必要性はこれを肯認することができる。

本件処分当時、教育研究所においては教育工学の研究を進めており、その研究者を育成するため、理科教員である原告深沢を選択することには、一応の合理性が認められる。

しかし、転任の際の人員選択については、もとより余人をもって代え難いほどの厳格な合理性までは要求されず、原則として任命権者の相当な裁量によるものであれば足りると解するのが相当であるけれども、深沢と同様に理科教員で、勤務年数及び年齢についても差異を見出し難いS助教諭は、情報処理に関する県教委の研修を受け、県教委から中級教育工学指導者の資格を授与されており、被告もこれを認識して

いたはずであるのに対し、深沢はそのような資格及び経験を有していなかったのであるから、教育工学の研究の必要性の点からは、深沢よりむしろS助教諭を選択するのが合理的であることは明らかである。

よって、本件処分は異動先である教育研究所の増員の必要性は認められるものの、市芦高における異動の必要性及び人員選択の合理性に乏しいものといわざるを得ない。

1-3 不当労働行為について p一五九  
1 証拠による事実認定  
2 (被告は原告らの組合活動を認識していた) p一七二

原告らは分会の委員長ほか組合役員として組合活動に従事しており、昭和六一年七月の松本教育長の就任以降、市芦高における教育方針及び学校運営等をめぐって被告と分会は対立状況にあり、本件転任処分は、いずれも右対立時期に、組合活動に積極的な原告らを対象に行われたものであることが認められる。

被告は原告らの分会における役員歴及び組合活動について知らない旨主張するが、被告は分会との間で度々団体交渉を行っており、また、分会は被告及び前田校長に対して抗議行動をしているのであるから、原告らの役員歴及び組合活動についてある程度は認識していたと推認できる。

3 松本教育長及び前田校長の言動について p一七三

前田校長は昭和六二年九月ころ、兵庫県教育新聞に同人が執筆した「雲のはれまに」と題する文章において、校門指導の強化等が職務命令の乱発と評されたことについて「建設を忘れ、破壊が現状維持に没頭するどこかの輩とは違う」と暗に分会を批判した文章に続けて「この間九名の非組合員が誕生した」と記載した事実が認められる。

右文章からは、同人が本件処分当時、分会を嫌悪し、非組合員の誕生を歓迎していたことが窺われる。

松本教育長は、教育雑誌である週刊教育PRO平成三年六月二五日号に、退任後の発言として「私が教育長に就任したときは組合加入率は九六%くらいでしたが、私の在任中に七五%まで減りました」「私はどうしようもない教師を芦屋市から放り出しました」等、教職員の組合を敵視し、市芦高から分会組合員を排除する目的で転任処分を行ったことを示す文章が記載されている。

被告は右の記事は誇張されたものである旨主張するが、この雑誌が教育に関する専門的な雑誌であることを考慮すれば、右雑誌の編集者が、松本教育長が何ら発言していない内容について不正確な理解の下に記事を執筆したとは考え難いことから、右の記事が松本教育長の発言を忠実に再現した

ものではなく、多少の誇張が含まれているとしても、同人が教育長退任後に分会を敵視する趣旨の発言をしたことは充分窺えるのであり、同人が、教育長在任中も分会を敵視していたことが推認される。

4 本件転任処分の手続きについて p一七六

前記のとおり、地方公務員である教員の転任について、当該職員の同意を必要とするとは解することはできない。しかし、本件のように、教員を学校教育以外の職場に転任する処分にかつ被処分者の意思に反することは容易に予想される場合、転任に際しては事前に本人の意思を打診し、転任先について説明を行うのが望ましいといえる。

この点、前記のとおり、被告は、本件転任処分の際に被処分者たる原告らの意向を聴取することなく、また、異動の内示についても、行わないか、又は転任処分の直前に行ってはいるが、このことから直ちに本件処分が違法であるとはいえないにしても、教員を被処分者の意思に反して学校教育以外の職場に転任する手段として性急であったことは否めない。

5 不当労働行為性についての判断 p一七七

本件転任処分のうち、昭和六二年度転任処分は、定数条例の改正による市芦高教員の過員解消の必要性を一つの理由として行

われたが、しかし、昭和六一年度の鈴木及び昭和六三年度の深沢については、そのような過員解消の必要性を認め難い。

鈴木は転任処分については、学期途中という異例の時期の、教員の意思に反する学校教育以外の職場への転任処分であるにもかかわらず、事前の通知が行われておらず、異動の必要性・合理性にも乏しい。

昭和六二年度転任処分及び深沢の転任処分についても、教員の意思に反する学校教育以外の職場への転任処分であるにもかかわらず、市において前例のない学校教育経験者の指導員への転任処分であつて、異動期間も特に定められていないにもかかわらず、適時に事前の通知が行われたとはいえず、必要性・合理性についてもこれを充足していたとはいえない。

また、被告は、本件転任処分の理由として、市芦高と県立高校又は他の教育機関との人事交流の必要性を主張する。しかし、本件転任処分後、市芦高では度々教員の異動が行われ、原告らを復帰させる機会があつたにもかかわらず、原告らは、本件転任処分後一年間ないし一二年間以上経過した現在に至るまで未だに学校教育の現場から離れているのであり、右状況は、人事が停滞しがちであるなどの被告の主張を前提としてもなお、教員免許を有し、学校教育に携わってきた原告らに対する人事措置と

して異常なものといわざるを得ず、被告の主張する人事交流の目的に沿った措置が採られているとは到底認められない。

これに加え、前記のとおり、前田校長及び松本教育長は分会を敵視する言動をしており、また、芦屋市において学校教育に従事する教諭から指導員へ転任した例は原告らにたいする転任処分しかない。

これらの事情からすると、本件転任処分は、被告が、原告らを分会における組合活動を理由に市芦高から排除し、当時対立状況にあつた分会の勢力を弱める目的で行つたものと推認せざるを得ず、このうち、昭和六二年度転任処分については、同校の過員解消の必要性という動機も存したことは認められるものの、転任処分の対象として原告らを選んだ主要な動機は、同人らの組合活動を嫌悪したことによるものであつたと認めるのが相当である。

一四 右のような不当な目的による本件転任処分は、教育行政目的に資するものではなく、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分といふべきであり、取消しを免れない。

一五 乙請求について p一八一  
(懲戒処分について)(被告の主張を全面的に引用し、違法性はないと判断)  
※本文中( )内は、事務局で補足。



1999年(平成11年)10月1日

# 教諭配転取り消しを

## 芦屋市 教委に「目的は組合弱体化」

神戸地裁判決

兵庫県芦屋市立芦屋高校の教諭9人が「事務職などに配置転換したのは教職員組合の弾圧が目的として、芦屋市教委に処分を取り消しなさい」と求めた訴訟の判決が30日、神戸地裁であった。

松村雅司裁判長は「配転は必要性に乏しく、裁量権を逸脱して違法」として処分を取り消し、市教委に慰謝料を求めた1人に200万円の支払いを命じた。市教委は控訴する方針。

判決では、市教委は1986、88年、県高校教職員組合芦屋分会の組合員だった9人に、市教委事務局指導員などへ配転を命じた。9人は「配転は不当」として95年2、3月に提訴し

た。その後、96年に1人、今年3人が同校に復帰した。

9年以上、教育現場から離れているのは異常な人事」と指摘、「配転は組合の弱体化が目的と推認できる」

(五日)

と結論した。今年4月に同校に復帰した原告の1人、鈴木紀之教諭58は「子供たちと触れ合えるはずだった13年間は取り返しがつかない。全員が復帰を今後も求めていく」と話した。

【堀 雅充】

### 残る8人の処分取り消し

芦屋高配転訴訟で地裁

兵庫県芦屋市の市立芦屋高校の教諭8人が、配転は組合活動が理由で違法だとして、市教委に配転処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁の松村雅司裁判長は三十日後「処分は組合の勢力を弱める目的で違法だ」として処分を

取り消した。

判決によると、8人はいずれも組合活動に従事し、学校運営や入試判定などで市教委や校長と対立。八六年から八八年にかけて希望

に反して教職以外の市図書館などに異動させられ、不慣れた事務作業などを強いられた。

八人のうち三人は高校に復帰したが、五人は復帰して

(日経)

### 残る8人も勝訴

芦屋高配転訴訟

高校教員から市教委指導員への配転は不当として、芦屋市立芦屋高校教諭ら九人が同市教委を相手に転任処分の取り消しなどを求めた訴訟で、神戸地裁の松村雅司裁判長は三十日後、午前前の判決で訴えを認め一人に続き、残る八人についても「配転は違法」として、転任処分の取り消しを命じる判決を言い渡した。判決などによると、原告らは同高校の教員だったが、一九八六―八七年に市教委指導員として体育館や図書館に配転。うち三人は今年四月までに同校教員に復帰している。

(神戸)

同市教委管理課は「控訴する方向で検討したい」としている。